

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域  
「子どものネット遊び場の危険回避、予防システムの開発」  
研究開発実施終了報告書（概要版）

## 1. 研究開発プロジェクト

- (1)研究開発領域：犯罪からの子どもの安全
- (2)領域総括：片山 恒雄（東京電機大学 教授）
- (3)研究代表者：下田 太一（特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 理事長）
- (4)研究開発プロジェクト名：子どものネット遊び場の危険回避、予防システムの開発
- (5)研究開発期間：平成 20 年 10 月～平成 24 年 9 月

## 2. 研究開発実施の要約

### 2-1. 研究開発目標

#### <子どものネット利用問題と地域協働による問題解決の必要性>

本プロジェクト（PJ）の目標設定においては、子どものインターネット利用をめぐる社会問題の広まりを主な背景としている。

携帯電話をはじめ、モバイル・インターネットの利用がこの 10 数年で急速に普及してきたとともに、子どものインターネット上、特に「ネット遊び場<sup>\*</sup>」と呼ばれるコミュニティサイト等の利用によって生じるトラブルも社会問題化してきた。そのようなトラブルは、大人との出会い、ネットいじめ、個人情報の流出などをはじめとして年々多様化している。また各種のトラブルが発生する仕組みも、Web サイトと利用機器両方の多様化によってますます複雑なものとなっている。Web サイトについていえば、本 PJ が開始した当初では学校非公式サイト（学校裏サイト）やプロフと呼ばれるネット遊びが関心を集めていたが、この研究開発過程では会員制 SNS サイトなど様々なサイトに子どもたちの利用も移行しつつある。

また、利用機器に関してはもはや携帯電話だけを問題視することはできず、スマートフォンや PC、携帯ゲーム機など多くの機器でインターネットを利用することのできる環境が充実してきていることから、指導も困難なものとなっている。

このような問題の対策としては、例えば「フィルタリング」の利用普及があげられる。危険性のあるサイトにそもそもアクセスできないようにする仕組みであるが、遮断する対象とならないコミュニティサイトで起こるネットトラブルの問題など、これらの対策も万能とはいえない。

したがって、この問題の解決は、特定の機関による画一的な方法のみで達成できるものではない。真の問題解決には、子育て教育に関わる人たち、つまり学校や保護者を中心とした地域の協働が不可欠であるということの本 PJ の中心的な問題意識としている。その中で、子どものインターネット利用を見守り、注意し、指導することのできる能力＝ペアレンタル コントロール能力をもった大人を増やし、ますます進化する情報環境において子どもたちを見守り育てる環境を地域で構築していくことが重要な視点であると本 PJ では考える。この問題意識と背景から以下のような研究開発目標を設定し、各種の具体的取組を進めた。

#### <研究開発目標>

子どものインターネット利用について、見守り、注意し、指導することのできる能力＝ペアレンタル コントロール能力をもった人材の養成をめざす。

また、その種の人たちの市民活動を支援するための情報通信システム（CISS=Civil Instructor Support System）の開発・運用を行い、地域において子育て教育に関わる人たち（PTA、教員など）による子どものネット利用問題解決のための仕組みづくりを進める。

---

<sup>\*</sup> 本PJの場合、子どもが利用するコミュニティサイト等を指す。具体的なサイトの内容等については、別添資料1「ネット遊び場の概要」を参照されたい。

### <ニーズの具体化と研究開発実施内容への反映>

子どものネット利用から生じるトラブルへの対応において、保護者だけでは対応が難しい中、大きな役割を期待されるのは学校や教員、とりわけ生徒指導教員である。ただし、教員がネット上で子どもたちのふるまいを把握しているとは現状ではいえず、「どんなことが起こっているかネット上だとわからない」という大きな課題がある。

この点から、本PJの研究開発目標の達成においては、学校にとってトラブルに関する早期発見や迅速な対応が可能となる成果を創出していくことが重要であるという考えに至った。そのために、地域との協力が可能となる体制を構築し、且つ持続できる仕組みづくりを進めることを本PJの具体的な成果として検討してきた。

このような課題解決と目標達成に向けて、ネット上で危険性のある情報を把握し、教育指導につなげていくこと、すなわち「地域協働型」ネットパトロールの活動体制を学校・行政・市民ボランティアの三者連携によって構築するための具体的方法を検討してきた。その上で、下記の実施項目の企画立案をもとに、ネットパトロールの実証実験と社会実装の移行に取り組んできた。以下、各実施項目に沿って本PJの過程および成果について説明する。

- (1) ネットパトロールを支援する情報共有システムの開発・運用と効果検証
- (2) 行政・学校におけるネットパトロールの協働体制の構築
- (3) ネットパトロールにおける情報提供の支援を行う地域ボランティアの養成
- (4) 社会実装に向けた法的検討とモデル構築

## 2-2. 実施項目・内容

研究開発目標をもとに、ネットパトロールにおける技術的支援、学校関係者とのネットワークづくり、地域ボランティアの養成、といった実施内容に対して、次のような研究開発を実施した。

- (1) ネットパトロールを支援する情報共有システムの開発・運用と効果検証
  - ① ネットパトロール用データベースシステムの設計
  - ② CISS (Civil Instructor Support System) 1~5 版の開発・運用
  - ③ 教育委員会およびモデル校（協力校）における CISS の活用および実証実験
  - ④ ネットパトロール情報の有用性に関する検証
  - ⑤ サイト情報に関する自動解析システムの実験（中村 PJ「子どもの犯罪に関わる電子掲示板記事の収集・監視手法の検討」との共同実験）
- (2) 行政・学校におけるネットパトロールの協力体制の構築
  - ① 高崎市教育委員会（群馬県）との「子どものインターネット見守り・指導・啓発事業」における協働（21 年度～）
  - ② 新潟市教育委員会との「子どものインターネット見守り・指導・啓発事業」における協働（22 年度～）
  - ③ 群馬県教育委員会との「携帯インターネット問題学校 学校サポート事業」における協働（22 年度～）
  - ④ 社会実装に向けた、群馬県教委との協議
- (3) ネットパトロールにおける情報提供の支援を行う地域ボランティアの養成
  - ① 高崎市における「見守りサポーター養成事業」の実施（23 年度～）
- (4) 社会実装に向けた成果の統合と法的検討
  - ① 生徒指導教員向けアンケート調査の実施とネットパトロールに関する課題抽出
  - ② 保護者向けアンケート調査の実施とネットパトロールに関する課題抽出
  - ③ ネットパトロール事業を展開する自治体へのヒアリング調査
  - ④ ネットパトロールに関する法的検討とガイドラインの整備

### 2-3. 主な結果・成果

本PJのねらいは、目標設定の中でふれたように、子どものインターネット利用をめぐる次の課題について解決し、学校現場や地域にその成果を持続的に還元していくことにある。

#### 【学校】

- ・ 子どもが巻き込まれるネットトラブル（出会い、いじめ、非行逸脱行為の発信等）が社会問題となっている。
- ・ ネットトラブルの対応にあたる生徒指導の現場では、ネットパトロールによって十分に情報を把握することは物理的に困難である。
- ・ ネットパトロールによって情報を得たとき、単に発信をやめさせる指導だけでは生徒からの抵抗を生むため、どのように指導してよいか判断が難しい。

#### 【地域】

- ・ 教育委員会や地域の保護者が学校に対してネットパトロールの支援をするには、ノウハウを十分に持っていない。
- ・ 地域の協働によってどのように活動を運営するのか、モデルが構築されていない。

このような課題に対し、本PJでは学校や行政、地域において、ネットパトロール活動を持続的に展開していくためのツール開発および組織体制の構築に取り組んできた。

研究開発過程では、関係者との協力によって活動を展開してきたが、本PJのネットパトロールの流れと其中で創出された成果の位置づけは、次のようにあらわされる。

	課題	成果
学校	情報収集にかかる負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CISS データベースの運用による学校（生徒指導教員）の負担軽減 ※研究開発期間中、35校（中学校）と連携</li> </ul>
	ネットパトロール情報の有効な活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「見守り」の考え方を生かした情報の活用方法の実践</li> </ul>
地域全体	ネットパトロールに協力する上での人材、ノウハウ不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見守りサポーターの養成とネットパトロールにおける協力（高崎市にて、23年度に8名を認証）</li> </ul>
	適正な活動運営モデルの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法的検討とガイドラインの整備</li> <li>・ 高崎市ネットパトロール事業の開始（24年度～）</li> </ul>

図表1：本PJで着目した課題と成果の位置づけ

本PJはこれらの実証実験とその効果検証を通じて学校や地域への成果を得てきたが、総合的成果の1つとして、高崎市において事業化（高崎市ネットパトロール事業）が24年度に実現したことがあげられる。

同事業においては、ネットパトロールのうち情報収集を見守りサポーター（地域ボランティア）が、その情報の活用を学校が行うという基本的な役割分担がされている。そして、全体的な活動運営を教育委員会（行政）が担いながら、NPO（下田PJ）が支援するという体制をとっている。

研究開発目標として「子どものインターネット利用について、見守り、注意し、指導することのできる能力＝ペアレンタル コントロール能力をもった人材の養成」をめざしてきたが、このペアレンタル コントロール能力を上記三者の連携によって発揮するというモデルを構築したと捉えることができる。

特にネットパトロールの場合、「見守りし、注意し、指導する」ことを特定の機関（学校など）が単体で担っていくことは実際的には困難である。そのような状況に対して、子育て教育に関わりをもつ関係者間の連携によって、ペアレンタル コントロール能力の向上に向けてアプローチしてきた。

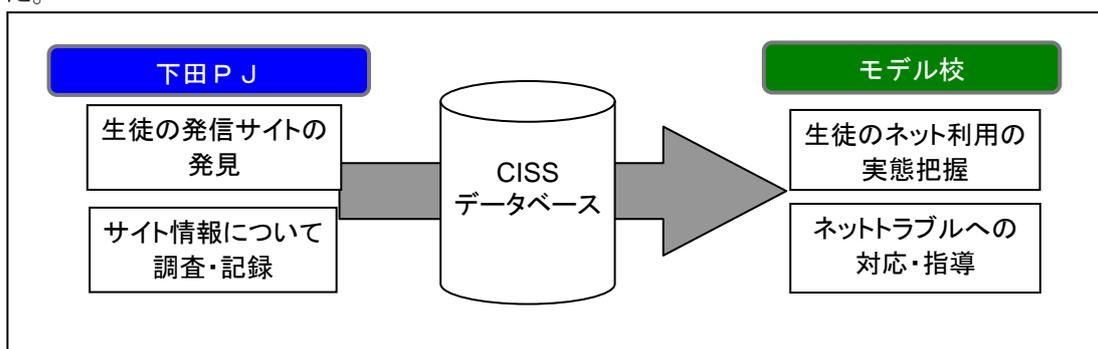
そのような点から、高崎市における事業化は、本PJの成果が社会実装された結果の1つと考えている。この総合的成果を構成する、学校や地域における個別の成果について、以下説明していく。

### <ネットパトロールにおける学校への支援方法の構築>

#### ➤ 実施概要

子どものインターネット上での発信やその問題点について、CISSの利用を進め、学校への情報提供の支援を行った。

各地の教育委員会および当該地域の学校との協定を締結した上で、関係機関の中でCISS利用を行った。下田PJの協力でCISSデータベースにネットパトロール情報（誹謗・中傷、不適行為の発信等）の入力を行った。学校ではその内容について確認・判断し、問題に応じて生徒指導等を行った。



図表2：CISSを活用したネットパトロール情報提供の流れ

#### ➤ 成果

##### 【教育委員会・学校との連携】

ネットパトロールを実施し、教育指導に役立てるには、通常次のような手順を要する。

探索（検索）	掲示板、SNS等子どもたちが発信するサイトへのアクセス 学校名や地域名等のキーワードで検索し、該当するサイトを閲覧する
収集	探索したサイトについて、問題点（誹謗・中傷、不適切行為等）がないかを確認する。
記録（蓄積）	URLや問題点についてまとめ、報告書やデータベース等で記録を残す。
共有	学校など、子どもへの教育指導に関わる関係者と情報交換し、問題の重要性や指導の必要性について判断する。
活用	確認された問題の解決のため、生徒指導等に対応する（個別指導、全体指導等）。

図表3：ネットパトロールの手順と概要

これらを学校や教員ですべて担っていくことは、時間的にも技術的にも困難な状況である。

本PJでは、CISSデータベースの構築とそれを介しての情報提供を学校に対して行ってきたが、それによって「探索」～「記録」までの負担軽減を実現させた。学校としては、提供された情報をもとに「どう指導すればよいか」の検討に専念することができるようになった。子ども（生徒）のネットトラブルは依然として学校にとって悩みの種であるが、通常の業務に加えてネット上の情報を取扱うには負担感が強い。教員の業務量を極力増やすことなく、ネットパトロール情報を生徒指導につなげていくという仕組みを構築したことが1つ目の成果といえる。

この実証実験におけるネットパトロールの基本的な流れについていうと、本PJが情報の「探索」「収集」の役割を担った。ここで整理された情報をCISSデータベースを活用して「記録（蓄積）」した。利用権限をもつ学校（CISS利用校）がそのデータベースを確認することにより、ネットパトロール情報の「共有」がなされる。最終的にはこの情報の問題の有無や指導の必要性について判断し、生徒指導等に「活用」されていくという流れになる。

学校との連携では、高崎市を中心として群馬県、新潟市の中学校との連携を行った。21年度からネットパトロールと CISS 利用に関する実証実験を開始したが、23年度にかけてその範囲を拡大させてきた。

この研究開発過程のうち、特に21～22年度では、本PJからCISS利用校へのCISSを通じた情報提供を行ってきた。そこで取扱ったネットパトロール情報についてまとめたものが図表4である。各年度では教育委員会とその地域のモデル校（または協力校）を対象としてネットパトロールを展開した。3地域における連携において、21～23年度までで、のべ62校の中学校からの協力を得ながらネットパトロールの実践を進めることができた。

	高崎市		群馬県		新潟市	
	協力学校数	ネットパトロール件数	協力学校数	ネットパトロール件数	協力学校数	ネットパトロール件数
21年度	2校	1,149	10校	1,152		
22年度	2校	827	10校	1,303	3校	166
23年度	25校	239	7校	1,270	3校	52

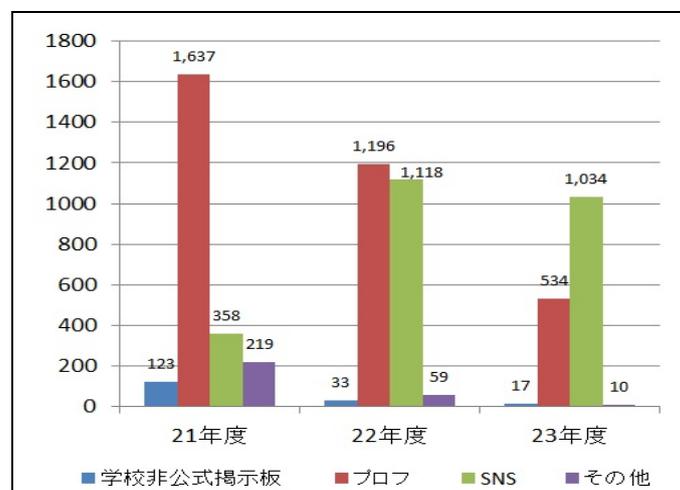
図表4：【地域（協働先）別】ネットパトロール情報件数（CISS登録件数）

### 【ネット遊びの変化と法的検討】

サイト種類別のネットパトロール件数を見ると、21～23年度にかけて変化が見られてきた。ネットパトロールの実施にあたっては情報収集すべきサイト（ネット遊び場）の種類について教育委員会等と協議した上で進めてきたが、PJの過程で「どのサイトを見るべきか」というポイントも変化してきた。

本PJで情報収集した範囲についていえば、特にプロフ、SNSといったネット遊び場についての変化が大きかった。当初学校関係者からはプロフに関心を集めていたこともあり、21年度ではプロフに関する情報収集が多くなっている。22年度以降は、ゲームサイト・SNSサイト利用の広まりが指摘されてきたことからサイト種類ごとのネットパトロール件数においてもSNSが多く占めるようになってきた。

SNSサイトの多くは会員登録を必要とするが、ネットパトロールを実施する際にも会員登録によりIDやパスワードを取得することが求められる。このとき、実効的なネットパトロールを行うにはサイトによっては子どもの年齢で登録する必要も出てくるが、これによっていわゆる「なりすまし」の問題が生じないか、という点が指摘されてきた。この課題に対して、「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域と本PJとの共同により、法的検討と「ネットパトロール」ガイドラインの整備を通じて解決をはかってきたが、詳しくは後述の法的検討の項で述べていく。



図表5：【サイト種類別】ネットパトロール情報件数（CISS登録件数）

### 【ネットパトロール情報の分類】

CISS データベースの利用では、これらの情報に含まれる問題点や危険度を整理した上で共有をはかった。23 年度でのネットパトロール情報について、本 PJ で定めた分類に沿って整理すると以下のような結果となった。

ネットパトロールからは生徒指導に関連する様々な問題行動等の情報が得られるが、それらすべてがすぐに指導すべき、あるいは発信を削除すべき内容とは必ずしもいえない。本 PJ でのネットパトロールの結果からは、指導する必要性が高いとされる（特定の人物への）誹謗・中傷や不適切行為の発信などは、割合として多いとはいえない。発見された際は指導したり発信を削除させたりする対応が求められるが、そこまでの緊急を要しないケースについてどう扱うか、ネットパトロールを行う上での課題となってきた。

例えば個人情報の発信など、それ自体で問題性・危険性が高いといえないケースは、ただ指導するだけでは生徒の抵抗感を生みやすい。そして指導の結果、より把握しづらい場所にネット遊びが移行してしまうという事態を招く場合もあり、教員も警戒しているところであった。このほか、自傷行為などについては、発信内容を削除させることが目的ではなく、発信に至るまでの悩みの解決に重点が置かれるものでもある。

このようにネットパトロール情報を生かす方法は、大きく分けて「発見された問題への緊急対応」と「本音や悩みに関する理解」の 2 通りが考えられる。一律的な判断・指導を避ける意味でも、ネットパトロール情報が分類された上で提供されることは重要である。教員にとって CISS の利用は、ネット上の問題行動等について情報を容易に入手できるようにする効果をもつ。それと同時に、現実の生徒の様子と照合しながら指導に踏み込む、あるいはしばらく様子を見るという幅広い対応方法を念頭に入れながら情報を活用することが求められるという結果も得た。指導や発信の削除だけでない、より生徒を深く理解するというねらいでネットパトロール情報を生かした試み・成果については、2 点目の成果として後述する。

	問題分類	件数	割合
6,340 件	個人情報	2,911	45.9%
	わいせつ情報	115	1.8%
	誹謗・中傷	369	5.8%
	暴力誘発	139	2.2%
	自傷・自殺行為	43	0.7%
	不適切行為	388	6.1%
	不登校・不登校傾向	105	1.7%
	仕事・アルバイト	21	0.3%

図表 6：ネットパトロール情報の分類（21～23 年度）

### 【持続可能なネットパトロールの体制づくりー地域ボランティアの養成】

高崎市では、23 年度ではネットパトロール件数が減少（図表 4 参照）しているが、これは「高崎市見守りサポーター養成講座」が開始されたことと関連している。ネットパトロールの有効性が学校で理解されるとともに、それが持続可能となるような、社会実装に向けた体制構築が 22 年度から課題として指摘されてきた。そのような観点から、（研究実施者である）本 PJ のみで行うだけでなく、地域ボランティアからの協力によって CISS を通じた情報提供をめざす体制を検討した。

23 年度では「見守りサポーター養成講座」を立ち上げ、PTA を中心としたボランティアを募りながら、研修会を 5 回（計 10 時間）開催した。これにより、高崎市では 8 名の見守りサポーターが認証されることとなったが、24 年度以降でもさらに増やしていく計画（年間 10 名前後）が

進められている。

このような社会実装をめざすための体制の移行により、23年度時点からは本PJから高崎市学校関係者へ情報提供を行った件数は減少する結果となっている。24年度以降では「高崎市ネットパトロール事業」において見守りサポーターによる「探索」「収集」を本格化させているが、運営体制を整備するとともに、情報提供の効率化を進めている。



図表 7：見守りサポーター養成講座の様子

以上のような取組の結果から、CISS の利用を通じた情報提供の仕組みを構築することにより、「学校の負担軽減」の面では具体的に次のようなメリットが得られたとまとめられる。

- ・情報の「探索」「収集」にかかる労力を軽減
- ・データベースでの情報管理により、ネットパトロール情報をいつでも確認できる
- ・教員の任意により、継続的にサイト（生徒の様子）の実態把握が可能となる

#### < 「見守り」の考え方を生かしたネットパトロール情報の活用 >

##### ➤ 実施概要

ネットパトロール情報を生かして生徒指導に取り組むとき、学校において「どのように指導に生かせばよいか」「どのような情報であれば有益であるか」といった点について検証し、ネットパトロールを行う効果を高めた。

活動の過程で発見される内容は、犯行予告や子どもと大人との出会いといった問題のように緊急性が高いとされるものもあれば、一時的な愚痴の発信など必ずしも直接指導には適さないようなものなど様々である。

このような内容に対する判断について教員に負担が生じないようにするにはどのような手法が適正であるかについて、検討を行った。

##### ➤ 成果

子どもへの直接の指導を目的としない、「見守り」の考え方を取り入れた意識によって、学校との連携を進めることができた。

これまでのネットパトロールでは、サイトの閉鎖や書き込み削除、直接指導（携帯電話の没収等）といった対応のとられ方が多く見られた。

しかし教員からすると、それらの対応方法は生徒からの反感や抵抗を強めてしまいやすいことから、より生徒理解することを重視した教育的な方法が求められていた。

「見守り」の考え方においては、直接的な指導を目的とはせず、発信内容についてより詳細に確認していくことを重視する。これにより、学校現場からは把握しづらかった生徒の悩み・本音を理解していく、という意識が学校ではもたれるようになった。研究開発期間中、例えば図表 8 のようなケースでは、比較的長期にわたって（21～22年度）ネットパトロール情報を活用しながら対応を進め、生徒指導案件の解決をはかった。この案件では、当初ネット上（プロフ）の発信から愚痴や深夜徘徊等に関する実態がわかったものの、即刻の指導は控える方針をとった。そして翌年度、実際の生徒と教員の関わりの中で危険性を教えるタイミングを見極め、学年集会での注

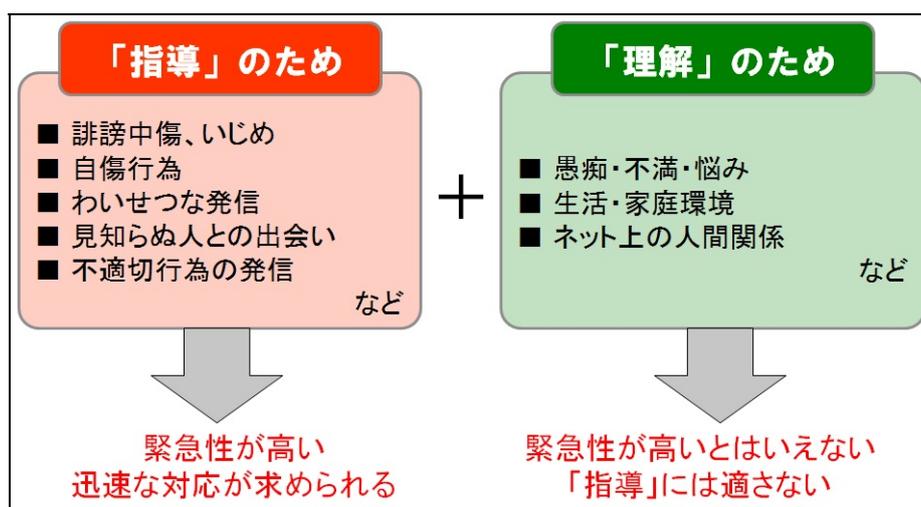
意喚起という、間接的な指導を行った。「指導だけを目的とせず、生徒の思いを汲み取りながら関わることが功を奏したのではないかと、対応にあたった生徒指導教員は振り返っている。

このようにネットパトロール情報を実効的に生かすには、ネット上の発信内容だけを根拠とせず、(もともと教員が多く情報を得られる)学校現場における情報も組み合わせることも重要である。この案件のような対応方法をとる教員に対しては、ネットパトロール情報は補完的な効果をもつといえ、単に情報の発見から単に指導につなげるだけでなく、より多様な活用方法が示唆されたと考えられる。

本 PJ に関わった教育委員会担当者や教員からは、「厚みのある生徒指導」という表現でネットパトロールの新たな意義が研究開発の中で見出された(図表 9 参照)。本 PJ の場合、23 年度までのネットパトロールによって発見された問題のうち一定期間継続しての見守りを行いながら情報交換を行ったものが、のべ 194 件あった。それぞれの案件については、問題となる内容(人間関係、自傷行為等)は異なるが、継続的に実態把握・声かけを行うことによって、学校では解決をはかっていった。

	ネット上の発信と生徒の状況	教員の対応
中学 2 年生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校傾向</li> <li>友人への愚痴などを発信</li> </ul>	学校に来た際に近況を聴く。(ネットパトロール情報も参考にしながら)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>後輩と一緒に深夜徘徊をしている内容を発信</li> <li>非行逸脱傾向のある男子との関わり</li> </ul>	CISS など本 PJ との情報交換を行う。すぐに指導はせず、発信内容を見守る。
中学 3 年生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロフ等のサイトを閉鎖</li> <li>学校への復帰</li> </ul>	学年集会での注意喚起(ネットを介した出会いのリスク等)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活、受験等に前向きに取り組むように変化</li> </ul>	

図表 8: 「見守り」の考えを生かした生徒指導案件(女子中学生)の例



図表 9: ネットパトロール情報に関する活用の考え方

## < ネットパトロールに関する法的検討とガイドライン整備 >

### ▶ 実施概要

本PJ及び既存のネットパトロールにおける情報収集では、子どもが発信する様子を実態把握するという点から、個人（生徒）情報にふれるケースも必然的に発生する。また、本PJのネットパトロールが収集対象とする情報は、教育現場での活用をねらいとしていることから、犯行予告やわいせつ画像に代表されるように危険性や問題性が明らかな情報以外の収集が求められる範囲は広がっている。

さらに、対象とするサイトについて言及すると、ID等の認証を要する会員制サイトの利用が広まってきたことから、ネットパトロールを目的としたアクセスをどのような方法で行うか、という点も課題となってきた。

このような、今後の展開をふまえた問題意識から、ネットパトロールによる情報収集について法的観点からの検討を「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域と共同で進め、以下の取組を22年度より実施した。

- ・ネットパトロールに関する生徒指導教員及び保護者向けアンケート調査
- ・ネットパトロール事業を展開する自治体へのヒアリング調査
- ・有識者との法的検討会の開催と法的課題の抽出
- ・法的検討をふまえた、ネットパトロール用ガイドラインの整備

### ▶ 成果

まず、保護者・生徒指導教員への調査から、両者ともにネットパトロールの必要性について肯定的に考えられているという結果が得られた。ただし、取扱う情報の漏洩や個人情報への配慮について懸念されている点もあり、これらのリスクを回避した上での取組方法を検討する重要性も明らかとなった。

弁護士や法学者ら有識者からの協力を得ての法的検討会を行う中では、課題抽出とそれに対するネットパトロール実施方法の改善案の検討を通じ、法的課題の解決をはかった。このような検討結果にもとづき、ネットパトロールを実施する際のガイドラインの作成を行い、その活用に向けての教育委員会等との検討を進めた。

これらの取組を経て、教育委員会や公立学校での活用を目的とした「公的機関向けガイドライン」、公的機関等から委託を受けてネットパトロールをする「民間事業者向けガイドライン」の2種類を作成<sup>\*</sup>した。

公的機関向けでは、本PJの協働先での活用を進めていくという点から、高崎市個人情報保護条例を基に内容の調整をはかり、事業者向けについては個人情報保護法を基にした。

上記2種のガイドラインの作成は、図表10で示す課題のうち、とりわけ個人情報保護や情報管理体制、プライバシーをめぐる課題に定めるものである。ネットパトロールの実施に際してガイドラインを当該地域に公表していくことにより、その必要性について理解を得るとともに、実施に際しての適正な運営体制を構築させていくことをはかる。

本ガイドラインの整備によって事業の目的、収集する情報の範囲などについて明確にすることで、教育委員会をはじめとした各機関での活用を展開できる準備が整えられた。また、この点から、本PJが実施するネットパトロールを社会実装の段階に移していくための要素の1つとして法的検討の成果が得られた。

ただし、将来的にネットパトロールの展開をはかる上では、法制度自体の課題も現状残されていることも指摘された。例えば、子どもに対するチリング（萎縮）エフェクトに関する懸念、情報を「知ってしまうことによる」学校の負担過多のおそれといった点は、ネットパトロールを適正、且つ円滑に運営していく上では今後さらに重要な観点となると考える。生徒指導教員及び保護者向けアンケートからはネットパトロールの必要性については肯定されているという結果を得ているものの、実施方法の改善や見直しは今後も継続させる必要があると認識する。今回指摘された、ネットパトロールによる「副作用」をいかに最小化させることができるかという点も、法的検討に伴って明らかとなった課題といえる。

<sup>\*</sup> 作成したガイドラインの内容については、別添資料2「ネットパトロール用ガイドラインについて」を参照されたい。

また、現行の法制度事態に関する見直しといった課題も、ネットパトロールの展開を考えると提言していきたい点である。

例えば個人情報収集を伴う事業を行うとき、公的機関の場合では個人情報保護条例を基づくことになるが、実際的なネットパトロール内容に対して条例だけではカバーされていない点もある（ネット上からの情報収集と直接収集の原則との関係など）。

ネットパトロールは、子どもを守るという犯罪予防および教育を目的とした取組であることから、その必要性や正当性については強く肯定されるものである。しかし、ネット上から情報を収集し管理していく行為自体は、現行の法制度においては制限されてしまうという点も一連の法的検討で明らかとされてきたところである。

本PJではガイドラインの整備という方法によって、「現段階の」ネットパトロール実施については適正化をはかることができたと考えるが、インターネットを介したサービスやWebサイトは今後もますます多様化していくことが想定されることも、将来的な懸念事項として残る。教育的目的によるネット上での情報の収集・蓄積・管理が生じるネットパトロール等の運営を実効的に行うには、法制度自体の見直しも視野に入れていくことが必要となってくると思われる。

	法的課題の概要	課題に対する 検討・改善内容
個人情報保護に関する課題	公的機関がネットパトロールを実施する際、個人情報保護条例のうち「直接収集の原則」や「センシティブ情報」への配慮が求められる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインの整備と教育委員会によるその活用に向けた検討</li> <li>教育委員会を通じて、個人情報保護審議会からの承諾を得る手続き</li> </ul>
情報管理体制に関する課題	ネットパトロール実施による情報の収集・蓄積・活用・廃棄までのプロセスにおいて、厳重な情報管理体制を構築し、適正に運営していくことが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインの整備と教育委員会による活用に向けた検討</li> <li>各関係者（教育委員会、学校、ボランティア等）がもつ役割及び責任の明確化</li> </ul>
プライバシーに関する課題	ネットパトロールによって情報収集を行うことの正当性や公正性、必要性等について、子ども（児童生徒）や保護者にわかりやすく周知し、理解を得ておくことが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットパトロール実施に関する地域への周知活動の徹底（PTA、学校への広報など）</li> <li>ガイドラインの公表に向けての検討</li> </ul>
著作権法上の課題	個人の発信内容をそのまま複製するなどして記録することはリスクが生じるため、記録方法の工夫が求められる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットパトロールに際しての記録方法の改善</li> <li>コピー等ではなく、要約を行った上での記録作業の実施</li> </ul>
チリング（萎縮）エフェクトの懸念	ネットパトロールにより、子どもたちの発信行為を萎縮させてしまうというマイナスの影響が出ないよう、配慮していくことが必要とされる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報発信者（子ども）とネットパトロール実施者との間で、対等性・透明性を確保できる方法の検討</li> </ul>
学校の負担過多に関する懸念	ネットパトロールによる情報共有の促進が、トラブルの発見・対応の面で教員に過度な責任を生じさせてしまわないか、その効果と負担感についてバランスをとる必要が出てくる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校関係者における、ネットパトロール情報の活用の流れに関する共通理解・意識の醸成</li> <li>情報の活用における責任の明確化、学校関係者間のルールづくり</li> </ul>

図表 10：法的検討内容とその対応に関する概要

## <総合的成果—社会実装としてのネットパトロールの事業化>

これまでに示してきた成果を統合し、総合的成果としては高崎市教育委員会との連携において「高崎市ネットパトロール事業」の立ち上げという形で成果を見た。

21～22年度にかけては、教育委員会および学校との連携のもと、ネットパトロールに関する実証実験を通してその有用性を確認した。CISSの利活用による情報提供の効率化、「見守り」の考えを生かした生徒指導方法などの成果創出により、学校への支援を進めることができた。

上記モデル事業の効果検証からは、ネットパトロール情報の提供を実証実験として終了させるのではなく、「持続的に」行える体制を構築するため、地域の中で「協力者」を得ることが求められるようになった。

この課題を受け、高崎市において「見守りサポーター養成講座」を23年度から開始し、8名の見守りサポーターの認証がなされた。この取組から、地域のボランティアとの協力によって「探索」や「収集」の面での人的サポートを得られる体制を整えた。本養成講座は、24年度以降も実施されることが決まっており、見守りサポーターとの協力体制を強化させていく方針となっている。

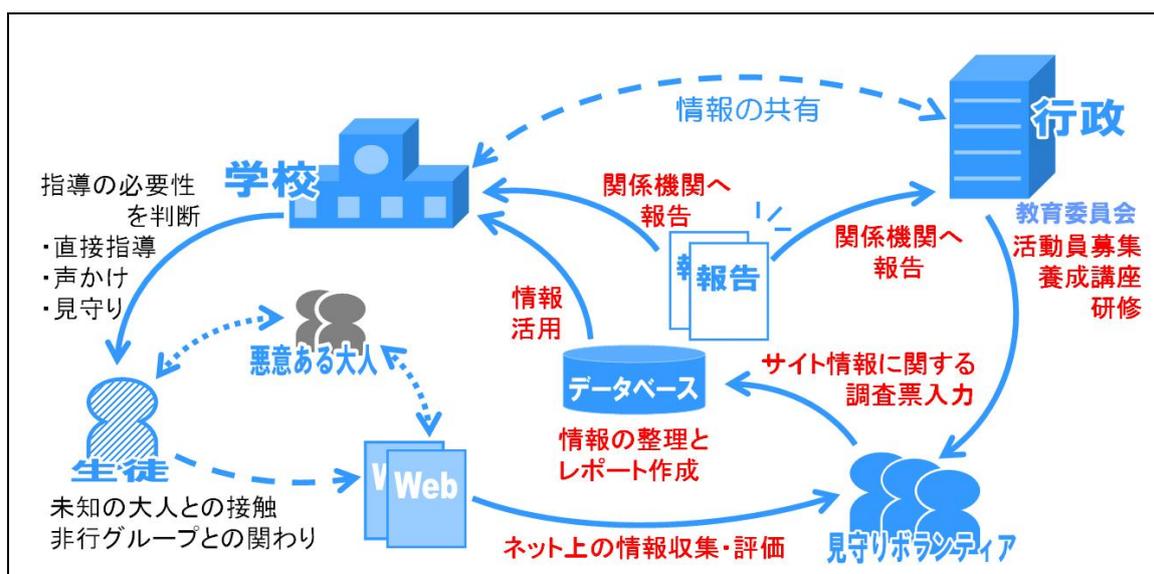
そのように、実証実験から社会実装への段階に移行するに伴って、教育委員会や学校、ボランティア（保護者、地域の大人、大学生等）へと順次連携を拡大させてきた（図表11参照）ことが、本PJの成果の広まりといえる。24年度においては、関係者間の役割を整理した上で、「高崎市ネットパトロール事業」の取組が開始された。ここでのネットパトロール活動の展開により、本PJの総合的な成果が活用される流れとなっている。

本PJにおいては、子育て教育に関わる関係者の連携により、地域ぐるみでペアレンタルコントロール能力を発揮させていくことを目標の中心としているが、高崎市の取組過程から、その達成が示されていると考える。

上記のとおり、本PJではネットパトロールにおける各段階において成果を見出し、具体的に高崎市教育委員会との連携事業の中で社会実装にいたるという結果を得た。この点から、ネットパトロール活動のモデル構築という研究開発目標に対しては、一定のレベルで達成されたと考える。

今後の展開においては、研究開発過程で得られたこれらの成果を汎用化・一般化し、さらに多くの地域で本PJによる「地域協働型」ネットパトロールを広めていくことが求められる。

そのための要素として、技術的支援のノウハウ（CISSの運用）、関係機関との役割分担や調整機能、法定検討にもとづくガイドラインがあげられるが、ネットパトロールに対するニーズをもつ他地域についても提案をはかっていく体制を整えることができた。



図表11：三者連携によるネットパトロール活動（高崎市）

## 2-4. 研究開発実施体制

### 【研究実施者（下田グループ）】

#### ➤ リーダー

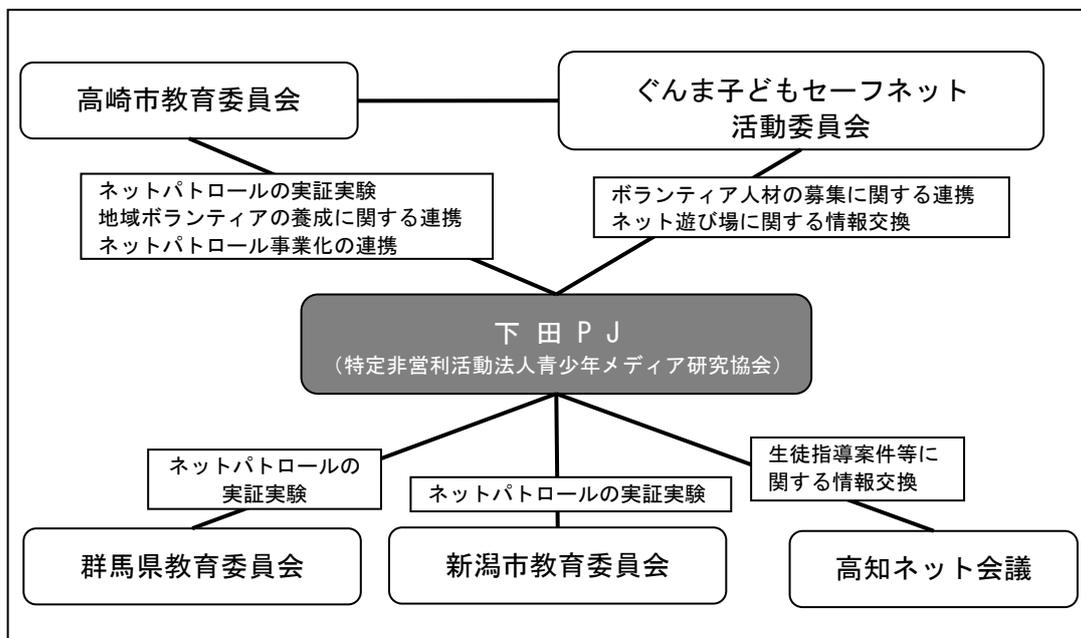
下田太一（特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 理事長）

#### ➤ 実施項目・役割

- ・ プロジェクト全体統括
- ・ ネットパトロール支援システム・CISSの開発・運用
- ・ 各自治体とのネットパトロール連携に関する企画・調整
- ・ ネットパトロールに協力するボランティアの養成
- ・ ネットパトロールに関連する各種調査

### 【主な協働者】

- ・ 高崎市教育委員会
- ・ 群馬県教育委員会
- ・ ぐんま子どもセーフネット活動委員会（群馬県内の市民ボランティアグループ）
- ・ 新潟市教育委員会
- ・ 高知ネット会議（高知県内の市民グループ）



図表 12：下田 PJ と協働者との関係